平成２１年（フ）第５７号
島根県益田市美都町仙道793番地
債務者　和崎　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第６６号
島根県鹿足郡吉賀町下高尻191番地
債務者　河野　正子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第７０号
島根県益田市中吉田町922番地２
債務者　大西　康夫
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第７８号
島根県益田市桂平町372番地
債務者　椿　　茂己
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１２６７号
東京都葛飾区立石６丁目７番13―710号
債務者　布川　忠夫
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３０５号
東京都福生市南田園３丁目３番地福生団地13―201
債務者　森　　眞理
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３０９号
東京都立川市若葉町１丁目21番地の21
債務者　北川　克美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７４号
栃木県栃木市野中町481番地　サバセハイツ205
債務者　明石　利恵（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２０２号
栃木県下野市小金井１丁目25番地１　本陣ハイツⅡ101
債務者　土屋　春美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２１１７５号
埼玉県鳩ケ谷市八幡木１丁目６－１
債務者　森田美知代
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２１２号
東京都墨田区東向島６丁目34―18―801
債務者　松原　義美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２２２号
埼玉県新座市栄４丁目２－７―101
債務者　関野　雅也
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２２３号
青森県弘前市大字如来瀬字種本22―１
債務者　西沢　佐紀（旧姓毛塚）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２３０号
神奈川県川崎市幸区塚越１丁目60―38
債務者　照沼　利之
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２３１号
神奈川県川崎市幸区塚越１丁目60―38
債務者　照沼　紀子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２３２号
京都府京都市右京区西京極三反田町１－２－405
債務者　望月　尚武
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部